

(意見書案第15号)

## 重度心身障害者医療費助成制度に関する意見書

平成20年4月より実施された後期高齢者医療制度により、65～74歳の障がい者の多くは後期高齢者医療制度に加入了。加入了理由の一つとして、北海道が実施している重度心身障害者医療費助成制度から、後期高齢者医療制度に加入了しない65歳以上の方を除外するとしたことも一因となっている。

他都府県の動きをみると、医療保険の選択にかかわらず、従来どおり助成を行うとしているのは、1都2府30県と多数になっている。本来、どの保険を選択するかについて自由な判断が尊重されるべきであって、事実上加入が強制されることがあってはならない。昨年暮れに北海道が実施した市町村の意向調査では、18市町村から、重度心身障害者医療費助成の対象にすべき等の意見が出されている。

よって、北海道においては、他の33都府県のように、後期高齢者医療制度に加入了しない65歳から74歳までの障がい者に対して、従来通り重度心身障害者医療費助成制度の対象とする改善策をとるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

北海道知事 宛